

社会福祉法人 長寿の里

いなばし翔裕園訪問介護センター 重要事項説明書

〔令和7年5月1日現在〕

当センターが提供するサービスについての相談窓口

TEL： 047-439-1138（月～金曜日 9：00～18：00）

サービス提供責任者：佐藤 牧・島元 美由紀（ご不明な点は、何でもお尋ねください。）

1 法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 長寿の里
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富字848番地10
電話番号	047-498-5715

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	いなばし翔裕園訪問介護センター
所在地	千葉県船橋市旭町4丁目19番30号
管理者	小室 修
サービス種類	指定（介護予防）訪問介護及び介護予防訪問型サービス
介護保険指定番号	1270907866
サービス提供地域	船橋市・市川市・鎌ヶ谷市（事業所から半径3kmの地域）

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）職員体制

	運営基準人員
管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
訪問介護員	2.5名以上

（3）営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	9：00～18：00
---------	------------

(4) サービス提供の時間帯

サービス提供は、24時間365日 電話などの転送により24時間連絡を取れる体制とします。

※ 時間帯により料金が異なります。

3 訪問介護サービスの内容

提供するサービス内容は下記のとおりです。

サービス区分	サービス内容
身体介護	ご利用者の身体に直接接して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。
	例) 食事介助・排泄介助・服薬介助・清拭介助・入浴介助・身体整容
	起床介助・就寝介助・移動・移乗介助・外出介助・体位変換
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
	例) 掃除・洗濯・ベッドメイク・衣類の整理・被服の補修
	一般的な調理・配下膳・買物・薬の受取り

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1割又は2割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔介護予防訪問型サービス料金表〕(自己負担額/月あたり)

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金		
			1割	2割	3割
介護予防 訪問型 サービス費Ⅰ	週1回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	12,747円 (船橋市)	1,275円 (船橋市)	2,550円 (船橋市)	3,825円 (船橋市)
		12,583円 (市川市)	1,259円 (市川市)	2,517円 (市川市)	3,775円 (市川市)
		12,253円 (鎌ヶ谷市)	1,226円 (鎌ヶ谷市)	2,451円 (鎌ヶ谷市)	3,676円 (鎌ヶ谷市)
介護予防 訪問型 サービス費Ⅱ	週2回程度の利用が 必要な場合 (要支援1・要支援2)	25,463円 (船橋市)	2,547円 (船橋市)	5,093円 (船橋市)	7,639円 (船橋市)
		25,134円 (市川市)	2,514円 (市川市)	5,027円 (市川市)	7,541円 (市川市)
		24,476円 (鎌ヶ谷市)	2,448円 (鎌ヶ谷市)	4,896円 (鎌ヶ谷市)	7,343円 (鎌ヶ谷市)

介護予防 訪問型 サービス費Ⅲ	Ⅱを超える利用が 必要な場合 (要支援2)	40,400 円 (船橋市)	4,040 円 (船橋市)	8,080 円 (船橋市)	12,120 円 (船橋市)
		39,878 円 (市川市)	3,988 円 (市川市)	7,976 円 (市川市)	11,964 円 (市川市)
		38,835 円 (鎌ヶ谷市)	3,884 円 (鎌ヶ谷市)	7,767 円 (鎌ヶ谷市)	11,651 円 (鎌ヶ谷市)

☆ 地域加算として、船橋市1単位 10.84 円・市川市は1単位 10.7 円・鎌ヶ谷市は1単位 10.42 円となります。

※(注1) 訪問介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 24.5%を、訪問介護サービス総単位に対しかけた料金になります。

(上記料金表には訪問職員処遇改善加算は含まれていません。)

〔訪問介護料金表—基本料金・通常時間〕

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 ※(注2) 参照		
			1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	1,766円	177円	354円	530円
	20分以上 30分未満	2,644円	265円	529円	794円
	30分以上 1時間未満	4,195円	420円	839円	1,259円
	1時間以上 1時間30分未満	6,146円	615円	1,230円	1,844円
	1時間30分以上	30分増すごとに 888円を加算	30分増すごとに 89円	30分増すごとに 178円	30分増すごとに 267円
生活援助 中心型	20分以上45 分未満	1,940円	194円	388円	582円
	45分以上	2,384円	239円	477円	716円

(注1)「身体介護」及び「生活援助」において、ご利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

〔その他加算〕

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,168円	217円	434円	651円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,084円	109円	217円	326円
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成(変更)する場合(1月につき)	1,084円	109円	217円	326円
生活援助加算	身体介護から引き続き生活援助を行った場合 (※1)参照	704円	71円	141円	212円
口腔連携強化加算	口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施し歯科医療機関及びに介護支援員への情報提供を行った場合(1月につき)	542円	55円	109円	163円

(※1)20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度

☆地域加算として船橋市は1単位 10,84円となります。

- ※ 利用料金について、サービス利用総単位数に所定の加算率をかけることにより、一円未満の四捨五入や切り捨てを行う為、利用回数等によって若干の誤差を生じる場合があります。
- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 訪問介護職員処遇改善加算(Ⅰ)24.5%を、訪問介護サービス総単位に対しかけた料金になります。
- ※ 特定事業所加算(Ⅱ)は、所定単位数に10%を掛けた料金になります。(要支援1.2は除く)

(上記料金表には訪問介護職員処遇改善加算、特定事業所加算は含まれていません。)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ・事業所の実施地域を越える地点から、片道1km あたり 16円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

① ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1,000 円

※ 但しご利用者の急な様態変化・入院の際はこの限りではありません。

(4) 利用料金のお支払方法

毎月月末締めとし、翌月2週間以内に当月分の料金を請求いたしますので、請求月末日までにお支払いください。お支払い方法は原則、自動口座振替または銀行振込でお願いいたします。尚、自動口座振替手数料や銀行振込手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

(5) その他

- ① ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はご利用者のご負担になります。
- ③ 有料駐車場等が必要な場合は、手配（実費）をお願いします。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 誠に恐縮ではございますが、職員へのお心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します。）
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立又は要支援〕と認定された場合
 - ・ご利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族の方などが、当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当センターにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

⑤ その他

- ・ご利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問介護サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ご利用者に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ・医療行為
- ・ご利用者またはご家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かり等の金銭に関する取扱い
- ・ご利用者以外の家族のためのサービス提供
- ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、ペットの世話など）
- ・日常的に行われる家事の範囲を超えるもの（家具・電気器具類の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓のガラス磨きなど）

6 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事業者は、万が一の事故発生に供えて、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	病 院 名	
	医 師 名	
	住 所	
	電話番号	
緊急搬送先	病 院 名	
緊急連絡先①	氏 名	(続柄:)
	住 所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏 名	(続柄:)
	住 所	
	電話番号	

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当センターお客様相談・苦情窓口

受付時間 午前9:00～午後18:00(土・日曜日除く)

TEL 047-439-1138

担当者 佐藤 牧 ・ 島元 美由紀(サービス提供責任者)

(2) その他(行政機関)

① 船橋市相談・苦情等窓口

船橋市市役所 福祉サービス部 指導監査課

受付時間 午前9時より午後5時まで(土・日・祝日除く)

住所 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-8-11

TEL 047-404-2712 FAX 047-436-2139

② 市川市相談・苦情等窓口

市川市役所介護福祉課

受付時間 午前9時より午後5時まで(土・日・祝日除く)

住所 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号

TEL 047-704-4134 FAX 047-336-8008

③ 鎌ヶ谷市相談・苦情等窓口

鎌ヶ谷市市役所高齢者支援課

受付時間 午前9時より午後5時まで(土・日・祝日除く)

住所 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047-445-1141 FAX 047-445-1400

④ 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

受付時間 午前9時より午後5時まで(土・日・祝日除く)

住所 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内

TEL 043-254-7428

9 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況・・・なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

2、第三者による評価の実施状況・・・なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

＜事業所＞ 社会福祉法人 長寿の里
ふなばし翔裕園訪問介護センター

＜住所＞ 千葉県船橋市旭町 4 丁目 19 番地 30 号

＜説明者＞ 職 名 サービス提供責任者

氏 名 島元 美由紀 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

＜住所＞ _____

＜氏 名＞ _____

代理人

＜住所＞ _____

＜氏 名＞ _____

(利用者との続柄)